

## 税源移譲に伴う市・県民税の経過措置

# 平成19年に所得が減って 所得税が課税されなかつたかたへ

7月31日までご申告が必要です

税源移譲で増額した平成19年度分市・県民税を減額（還付）します。

国の三位一体改革のひとつとして平成19年に国（所得税）から地方（市・県民税）へ税源移譲が行われました。

この制度は、平成18年中と19年中の所得に変動がない場合、税源移譲によって19年度分市・県民税が増えても、その増えた分が19年分所得税から減ることで市・県民税と所得税の合計の負担額が変わらないような仕組みになっています。

しかし、19年中に退職や産休などにより所得が大幅に減り所得税が課税されなかつたかたは、市・県民税だけが増額になり、税負担が増えたこととなります。

このようなかたは「平成19年度分市・県民税減額申告書」を提出することによって、19年度分市・県民税を減額（完納されているかたは還付）します。該当すると思われるかたは申告書を提出してください。

### ●対象

次の①、②の両方に該当するかた  
①平成19年度分市・県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が、所得税との人的控除額の差の合計額を超える場合

②平成20年度分市・県民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が、所得税との人的控除額の差の合計額以下の場合

※対象と思われるかたには、申告書を6月末日に郵送していますが、郵送されていないかたで、該当すると思われるかたは申告してください。

＜人的控除額の差の一例＞

	所得税	住民税	差額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
一般扶養控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円
同居老親控除	58万円	45万円	13万円

### ●減額（還付）される額

平成19年度市・県民税額から税源移譲前の税率で計算した税額を差し引いた額になります。

### ●申告期間

7月1日～7月31日

### ●申告場所・申告書備え付け場所

本庁税務課・支所市民生活課

※転入・転出したかたは、平成19年1月1日現在の住所地で申告してください。

### ●その他

▽この経過措置は平成19年度分のみ適用します。

▽申告書を提出しないと減額（還付）することはできませんので、該当すると思われかたは期間内に必ず申告書を提出してください。



### ●問い合わせ先

税務課市民税係

☎5111 内線184・185

平成20年度  
（平成20年7月から21年6月まで）

## 国民年金保険料免除申請

の受け付けがはじまります！

「経済的な理由で納めることが難しい」というかたのために免除制度・若年者猶予制度（30歳未満のかたが対象）があります。

平成19年度（平成19年7月から20年6月分まで）の免除申請も可能です。申請期限は7月31日です。

### ◆免除制度（全額免除・一部免除）

申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料が全額または一部免除されます。ただし、一部免除の場合、期限までに保険料を納めないと未納期間となりますのでご注意ください。

### ◆若年者納付猶予制度（学生を除く30歳未満のかた）

本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

### ●手続きに必要なもの

▽年金手帳・印鑑（認印）  
▽失業中の場合は離職票または雇用保険受給資格者証  
▽代理人が申請するときは、代理人の本人確認ができるもの（運転免許証・保険証など）

### ●問い合わせ先

国保年金課年金係

☎5111 内線244・245